湯河原町結婚新生活支援事業費補助金

結婚新生活を始めるための費用を助成します

対象となる世帯

平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、次のすべての条件を満たす世帯

◆世帯の年間所得額 340 万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は、
世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。
※婚姻を機に夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合は、所得なしとして算出します。
◆婚姻日において、夫婦ともに年齢が 34 歳以下であること。
◆対象となる住宅が湯河原町内にあること。
◆平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日までの間に
対象となる住宅を住所とし、転入または転居の届出をしていること。
◆町税などの滞納がないこと。
◆他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
◆過去にこの補助金を受けたことがないこと。
◆世帯を構成するものが、暴力団員でないこと。
また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと。

たとえば・・・

平成 29 年給与収入のみで、夫または妻のみが就労している場合・・給与などの収入金額が、492 万 8 千円未満の世帯が該当します。

対象となる経費

平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日までの間にかかった費用
◆婚姻に伴う新規の住宅取得費用
◆婚姻に伴う新規の賃借費用
（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
◆婚姻に伴う引越費用

申請期間

平成 30 年 4 月 2 日から
平成 31 年 3 月 20 日まで

補助金額

上限額　30 万円

提出書類

★印は湯河原町の公簿で確認できる場合は省略可

◆ 補助申請書　★婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
★夫婦の所得証明書
◆【住居費(取得)の場合】売買契約書及び領収書の写し
◆【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し
◆【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）
◆【引越費用の場合】引越費用に係る領収書の写し
◆【貸与型奨学金を返済した場合】返済額がわかる書類の写し
◆【婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合】離職票の写し
◆ 口座が確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）の写し

申請される方は・・・事前にご相談ください。

問い合わせ先　湯河原町住民課戸籍住民係　0465-63-2111　内線 321